

[別表]

建築物等に関する整備項目適用基準表

	敷地内の通路	主要な出入口	傾斜路	廊下	階段	だれでもトイレ	一般用トイレ	エレベーター	エスカレーター	駐車場	標示・誘導
1 要綱第2条第1項に掲げる建築物	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△	△
2 要綱第2条第2項に掲げる建築物のうち同項第4号以外のもの	○	○	○			△	△	△	△	△	
3 第2条第2項に掲げる建築物のうち同項第4号に該当するもの、および、同条第3項に掲げる建築物	○	○	○					△	△	△	

(○：配慮するもの、△：施設の目的に応じて配慮するもの)

＊ 建築指針の適用は、施設の用途・規模の状況等を総合的に勘案して行うものとする。ただし、設備が困難な場合には、代替的または補完的措施を講ずるものとする。

なお、主として高齢者、障害者の利用を目的とした施設においては、必要に応じ、きめ細かい配慮を行うよう努めるものとする。